

大学の世界展開力強化事業（平成27年度採択）中間評価要項

平成29年3月21日

大学の世界展開力強化事業プログラム委員会

国際化拠点整備事業費補助金（以下「補助金」という。）により実施される「大学の世界展開力強化事業（平成27年度採択）」（以下「本プログラム」という。）の中間評価は、この評価要項に基づき、実施する。

1. 評価の目的

国際的に活躍できるグローバル人材の育成と大学教育のグローバル展開力の強化を目指し、高等教育の質の保証を図りながら、日本人学生の海外留学と外国人学生の戦略的受入を行う中南米諸国及びトルコの大学等との国際教育連携の取組を推進するため、本プログラムに採択された各大学の事業について、取組状況等を評価するとともに、事業目的が十分達成されるよう適切な助言を行うことで、適切かつ効果的な実施を促す。

2. 評価の時期

平成29年度に中間評価を実施する。

3. 評価の対象年度

原則として平成28年度末までの取組状況を対象とする。

なお、平成29年度の取組状況のうち、海外の大学との連携教育やその質の保証のための取組など大学が積極的に記載する実績については、調書提出時までの実績を評価の対象とする。

4. 評価の体制

大学の世界展開力強化事業プログラム委員会（以下「委員会」という。）の下に、有識者からなる中間評価部会（以下「評価部会」という。）を設置し、中間評価を実施する。

なお、中間評価部会委員（以下「評価部会委員」という。）は、委員会委員及び事業の選定に係る審査を担当した者を中心に有識者によって構成することとする。

5. 評価の実施

各事業の進捗状況や中間目標の達成状況等の評価を行うに当たり、当該評価の公正さ、信頼性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価項目、評価方法（評価資料、評価過程、手続き等）は次のとおりとする。

(1) 評価項目

(I) 項目別評価

1. 取組状況

以下の項目ごとに、これまでの取組状況について、事業の成果又は発展への課題など今後の展望を踏まえて評価を行う。

① 交流プログラムの内容

- ・大学の中長期的なビジョンのもとに戦略的な交流プログラムが行われているか。
- ・単位の相互認定や成績管理等の質の保証を伴った日本人学生の海外留学及び外国人学生の受入の双方向の交流を促進できるような交流プログラムが行われているか。
- ・将来グローバルに活躍できる人材の育成に資する交流プログラムの設定や提供（外国人学生に対する企業等におけるインターンシップの実施を含む）を行っているか。
- ・日本と中南米諸国又はトルコ共通の課題解決や特色を踏まえた学問分野に関連する交流プログラムが行われているか。

② 質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組み形成

- ・透明性、客観性の高い厳格な成績管理（コースワークを重視したカリキュラムの構成、GPAの導入や教員間の相互チェックなど）、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修過程と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視しているか。
- ・交流プログラムを実施するに当たり、単位の相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確になっているか。
- ・相手大学における単位制度（授業時間を含めた学習量や単位の換算方法等）、学生の履修順序、単位の相互認定の手續、アカデミックカレンダーの相違等について留意し、交流プログラムの内容に応じたサポートの実施等により、学生の履修に支障がないよう配慮されているか。
- ・各国の人材育成ニーズに合わせた教育の提供に留意したものとなっているか。
- ・国際公募による外国人教員の招聘や海外大学での教育経験又は国内大学で英語等による教育経験を有する日本人教員の配置、海外連携大学との教員交流、FD等による教員の資質向上など、質の高い教育が提供されるよう交流プログラムの内容に応じた教育体制の充実が図られているか。

③ 外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備

- ・外国人学生及び日本人学生へのサポートが円滑及び適切になされるよう、関係大学間の十分な連絡・情報共有体制が整備されているか。
- ・外国人学生の在籍管理のための適切な体制が整備されているか。

- ・受け入れた外国人学生が学業に専念できるよう、履修指導、教育支援員・TA等の配置、学内外での諸手続き支援、カウンセリング、宿舎、学内各種資料の翻訳、就職支援等のサポート体制の充実が図られているか。
- ・留学中の日本人学生が学業に専念できるとともに、帰国後の学業生活や就職活動等にも支障のないよう、留学中の日本人学生への必要な情報の提供やインターネット等を通じた相談体制の構築等がなされているか。
- ・日本人学生に対して、海外への派遣前から帰国後にわたり、履修面・学習面・生活面にわたるサポート（履修指導、交流に関する情報の提供、相談サービスの実施、就職支援等）が推進されているか。
- ・単位認定可能な科目、履修体系・順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について、学生の履修に支障がないよう十分な情報提供を行う体制がとられているか。
- ・大学間交流の発展に向け、参加学生の同窓会の立ち上げ等、卒業・修了後の継続的サポート体制の構築等が図られているか。
- ・留学中の日本人学生の安全管理に関する体制が十分に取られているか。
- ・緊急時、災害時の対応のための留学中の日本人学生や受け入れた外国人学生をサポートするリスク管理への配慮が十分になされているか。
- ・国内外でのインターンシップによる企業体験の機会確保や、日本人学生の現地就職説明会参加、外国人学生の国内就職説明会参加、産業界からの講師等の派遣など、産業界との連携が十分に図られているか。

④ 事業の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及

- ・質の保証を伴った大学間交流の充実・発展のため、実施大学だけでなく他大学の学生も参加できる取組が設けられるなど柔軟で発展的なものとなっているか。
- ・大学の国際化に向けた戦略的な目標等において、事業の意義及び方向性を明確に位置づけるとともに、相手大学も含めた組織的・継続的な教育連携を実施する体制が構築されているか。
- ・事業の実施、達成状況を評価し、改善を図るための評価体制が整備されているか。
- ・本事業の取組に対応するため、事務局機能を強化するなど事業をサポートする全学的体制の充実（交流にかかる業務が一部の教職員に偏らないよう、窓口となる担当部署を設定し、教職員間の情報共有、意思疎通や各種問い合わせへの対応、事業運営上の関係者間の調整など）が図られているか。
- ・招聘した外国人教員や外国人学生とのコミュニケーションを図れる程度の能力を有する事務職員を配置できるよう、事務職員の能力向上を推進しているか。
- ・質を保証する観点や学生の適切な判断・選択に資する観点から、取組の実施状況等や交流プログラムの詳細など必要な情報について、外国語による提供も含め、積極的に情報の発信を行うものとなっているか。
- ・中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成22年6月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信を行うものとなっているか。

- ・取組を通じて得られた成果について、ホームページ等による公表の他、報告会、発表会等の報告の場を設けて、各大学や学生、産業界等への普及を図るものとなっているか。

⑤ 留意事項への対応

- ・大学の世界展開力強化事業審査結果における留意事項への対応を適切に行っているか。

2. 目標の達成状況

平成28年度末における次の目標の達成状況について評価を行う。

① 中間評価までの達成目標

- ・養成しようとするグローバル人材像
- ・学生に修得させる具体的能力のうち、一定の外国語力基準をクリアした学生数の推移
- ・学生に修得させる具体的能力のうち、上記以外
- ・質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組

② 本事業計画において海外に留学する日本人学生数の推移

③ 本事業計画において受け入れる外国人学生数の推移

④ 中間評価までの交流学生数

なお、1. 取組状況、2. 目標の達成状況の評価に当たっては、「補助期間における各経費の実績」により、経費（補助金）が適切かつ効果的に使用されたかについても考慮の上、評価を行う。

(II) 総括評価

「(I) 項目別評価」における評価結果を踏まえ、事業の実績の全体について評価を行う。

(2) 評価方法

中間評価は、委員会のもとに設置される「中間評価部会」（8. 評価体制に記載）において書面評価及び面接調査（及び必要に応じて現地調査）を行い、その結果に基づく合議評価により実施する。（9. 評価手順を参照）

評価部会は、審査結果等も活用し、評価対象に応じた適切な方法により、評価目的が達成されるよう、中立・公正かつ効率的・効果的な評価を行う。

① 書面評価

評価部会委員は、各事業について次の評価資料により書面評価を行い、合議により書面評価結果をとりまとめる。

- ・ 中間評価調書及び参考資料
- ・ 採択時の審査結果表
- ・ 計画調書
- ・ 海外相手大学追加調書（事業採択後に海外相手先大学を追加し、当該調書を提出した大学のみ対象）

また、評価部会において、書面評価での疑問点及び面接調査時に説明を求めたい内容等を「事前質問事項」として取りまとめる。

② 面接調査

評価部会委員は、面接調査により、書面評価結果を踏まえた質疑応答等を行うことにより、各事業の現状等を十分に把握し、評価に反映させる。

なお、面接調査に当たっては、評価部会において実施要領を定める。

③ 現地調査

評価部会委員は、書面評価及び面接調査の結果を踏まえ、不明な点や現地で確認すべき事項があると判断された事業においては、現地調査を行い、教育現場における教職員や学生との面談、関係施設の視察等を行い、評価に反映させる。

なお、現地調査に当たっては、評価部会において実施要領を定める。

④ 合議評価

評価部会委員は、書面評価結果と面接調査、現地調査を通じて得られた結果について合議評価をし、各事業の評価結果や助言等をまとめる。

⑤ 評価の決定

評価部会は、各事業の評価結果をまとめる際に、事業目的の達成は困難であると判断された事業については、反論等の機会を設けて、計画の縮小又は中止の必要性等について評価を行う。

委員会は、評価部会における評価結果について全体調整を行い、各事業の評価結果を決定する。

(3) 評価結果

評価は、下表の5段階評価で行うものとし、中間評価結果は、総括評価及び評価結果に関するコメントで構成する。

(I) 項目別評価

1. 取組状況

評価	評語
S	事業計画の実現にあたり、優れた取組が行われている。
A	事業計画の実現にあたり、十分な取組が行われている。
B	事業計画の実現にあたり、取組がやや不十分であり一部改善を要する。
C	事業計画の実現にあたり、取組が不十分であり改善を要する。
D	事業計画の実現にあたり、取組が極めて不十分であり抜本的改善を要する。

2. 目標の達成状況

評価	評語
S	目標を上回っており、優れた実績を挙げている。
A	目標を達成しており、順調な実績を挙げている。
B	目標をやや下回っており、一部改善を要する。
C	目標を下回っており、改善を要する。
D	目標を大幅に下回っており、抜本的改善を要する。

(II) 総括評価

評価	評語
S	優れた取組状況であり、事業目的の達成が見込まれる。
A※	これまでの取組を継続することによって、事業目的を達成することが可能と判断される。
B	当初目的を達成するには、助言等を考慮し、より一層の改善と努力が必要と判断される。
C	これまでの取組状況等に鑑み、目的の達成が困難な取組があると考えられ、成果を見込めない取組については縮小・廃止し、財政支援規模の縮小が妥当と判断される。
D	これまでの取組状況等に鑑み、事業目的の達成は著しく困難と考えられ、財政支援の中止が妥当と判断される。

※A評価のうち、取組状況や目標の達成状況について、評価の段階では一部改善を要するものの、これまでの取組を継続することによって、事業目的を達成することが可能と判断されるものについてはA-とすることができる。

6. 開示・公開等

(1) 委員会等の審議内容等の取扱いについて

i) 委員会の会議、会議資料及び議事要旨は、原則公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定した時は、この限りではない。

- ① 評価（人選を含む）に関する調査審議の場合
- ② その他委員長が公開することが適当でない判断した場合

なお、専ら評価に関する調査審議を行う評価部会の会議及び会議資料については、評価の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

ii) 委員会は、各事業の中間評価結果を文部科学省に報告し、文部科学省が中間評価結果に基づき、4年目以降の補助金の適正配分（増額、減額又は廃止等）を行う。

また、これら事業の一層の充実に向けて適切な助言を行うために、各事業を実施する大学に対し、評価結果を開示するとともに、文部科学省ホームページ等に掲載し、我が国の大学の世界展開力強化を推進する。

(2) 委員の氏名等の公開

- ① 委員会委員の氏名は、予め公表する。
- ② 評価部会委員の氏名については、中間評価結果の公表後に公表する。

7. 委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除

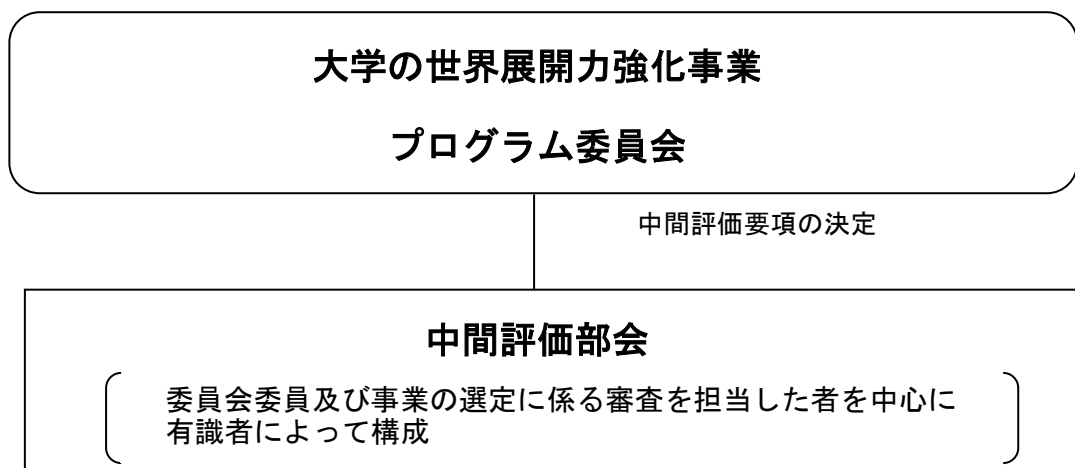
範囲

- ① 委員が当該大学に専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）している場合
- ② 委員が当該大学の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
- ③ その他、委員が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される場合

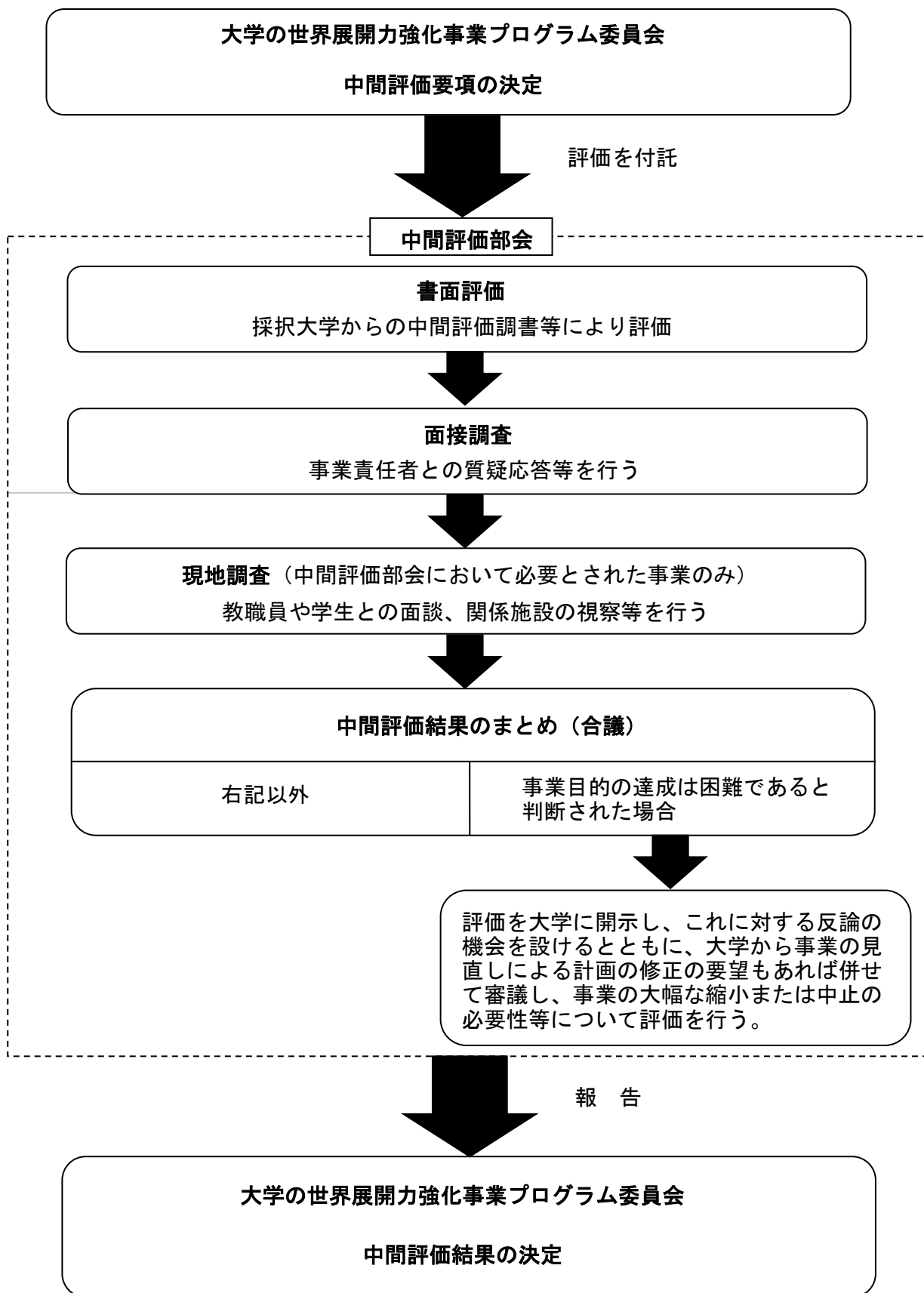
(2) 秘密保持

- ① 評価の過程で知り得た個人情報及び対象大学の評価内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- ② 委員として取得した情報（調書等各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

8. 評価体制



9. 評価手順



10. その他

この要項に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は委員会の下に設置される評価部会において定める。